

経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	燕市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第26の項 経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第一条	燕市就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この告示は、経済的な理由により就学困難な小学校の児童又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の生徒の保護者に対し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき学用品費等の必要な費用の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		燕市就学援助実施要綱(平成20年5月2日教育委員会告示第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	燕市就学援助実施要綱第5条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	燕市就学援助実施要綱に基づく就学援助の認定の可否の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号イ	燕市就学援助実施要綱第2条、別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2016年09月27日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

